

岩内町障害者計画

岩内町障害福祉計画

(第5期 平成30年度~32年度)

岩内町障害児福祉計画

(第1期 平成30年度~32年度)

岩 内 町

— 目 次 —

第1章 計画策定にあたって	1
1 計画策定の趣旨	
2 計画の性格	
3 計画の期間	
第2章 障がいのある人の現状	3
1 障がいのある人の状況	
2 障がい福祉サービス等の種類及び利用状況	
(1) 障がい福祉サービス	
(2) 相談支援サービス	
(3) 地域生活支援事業	
(4) 補装具の給付支援	
(5) 重度心身障害者医療費給付支援	
(6) 特別障害者（児）手当の支給	
(7) 特別児童扶養手当の支給	
第3章 計画の基本的な考え方	12
1 計画の基本理念	
2 計画の基本的な目標と方向性	
3 施策の体系及び展開	
(1) 地域における生活支援	
(2) 自立と社会参加の促進	
(3) 共に支え合うまちづくり	
第4章 平成32年度の地域生活への移行等の目標値	20
1 福祉施設入所者の地域生活への移行目標	
2 精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築に係る目標	
3 地域生活支援拠点の整備目標	
4 福祉施設から一般就労への移行目標	
(1) 一般就労への移行目標	
(2) 就労移行支援事業の利用者数目標（増加目標）	
(3) 就労定着支援事業による職場定着数目標	
5 障がい児支援の提供体制の整備目標	
第5章 障がい福祉サービス等の見込量とその確保	23
1 障がい福祉サービス	
2 相談支援サービス	
3 地域生活支援事業	
第6章 計画の推進	27
1 計画の総合的な取り組み	
2 国・北海道及び地域における各種団体等との連携	
3 岩宇地区自立支援協議会	

第1章 計画策定にあたって

1 計画策定の趣旨

近年、国においては、障がいのある人が個人の尊厳にふさわしい日常生活又は社会生活を営むことができるよう、必要な支援を行うことにより、全ての国民が、障がいの有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら、共生する社会の実現に寄与することを目指して、様々な制度を整備してきたところです。

こうした中、「第5期岩内町障害福祉計画」は、「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」（以下「障害者総合支援法」という。）による「全ての国民が、障害の有無にかかわらず、等しく基本的人権を享有するかけがえない個人として尊重されるものである」との理念を実現するため、障害者総合支援法第88条に基づく国の基本指針に即して策定するものです。

また「第1期障害児福祉計画」は、平成30年4月施行の児童福祉法の一部改正において、市町村及び都道府県に対して、新たに「障害児福祉計画」の策定が義務付けられたことに伴う国の基本指針に即して策定するもので、両計画の策定により、岩内町における、必要な「障がい福祉サービス」及び「相談支援」並びに「地域生活支援事業」等の各種サービスや、障がい児通所支援及び障がい児相談支援が計画的に提供されるよう、平成32年度における障がい福祉サービス等に関する数値目標の設定及び各サービスの需要を見込むとともに、その提供体制の確保などのための取り組みについて定めるものです。

この両計画に合わせて、障がいのある人が地域の中で共に暮らす社会を実現するため、国・北海道・岩内町がそれぞれの役割と責任分担に配慮しながら、障がい者施策の総合的かつ計画的な推進を図ることが必要となります。そのため「障害者基本法」に基づく「障害者計画」により国・北海道の支援の下、連携を密にして福祉施設等のサービス機関において、障がいのある人への適切なサービスを提供できる体制の方向性を定めることとします。

2 計画の性格

「障害者計画」は、障害者基本法第11条第3項に基づく、障害者のための施策に関する基本的な計画であり、障がい者施策全般の基本的な指針を定めます。

「障害福祉計画」は、障害者総合支援法第88条第1項に基づく、障害福祉サービスの提供体制の確保その他この法律に基づく業務の円滑な実施に関する計画とし、数値目標を掲げて策定します。

「障害児福祉計画」は、児童福祉法第33条の20に基づく、障がい児の通所支援及び相談支援に関する実施計画とし、数値目標を掲げて策定します。

この度の計画は、「障害者計画」と「障害福祉計画」、さらには「障害児福祉計画」を一体のものとして策定しており、岩内町における「新たな岩内町総合計画」及び関連する各分野別計画との整合性にも留意し、障がい福祉に関する各施策との十分な連携を図ることとします。

3 計画の期間

本計画は、「障害福祉計画」及び「障害児福祉計画」について国の基本指針で定める期間である、平成30年度から平成32年度までの3年間の計画となります。

ただし、国の障がい福祉政策の見直し等が行われた場合には、必要に応じて、計画期間中でも見直しを行うこともあります。

第2章 障がいのある人の現状

1 障がいのある人の状況

岩内町の総人口は、近年の国勢調査の推移をみると、15歳未満及び15～64歳の人口は減少しているのに対し、高齢者（65歳以上）人口は増加しています。

〔単位：人〕

区 分	平成7年 (1995年)	平成12年 (2000年)	平成17年 (2005年)	平成22年 (2010年)	平成27年 (2015年)
総人口	17,895	16,726	15,744	14,451	13,042
15歳未満	2,839 (15.9%)	2,366 (14.1%)	2,113 (13.4%)	1,667 (11.5%)	1,367 (10.5%)
15～64歳	11,803 (65.9%)	10,662 (63.8%)	9,472 (60.2%)	8,396 (58.1%)	7,241 (55.6%)
65歳以上	3,253 (18.2%)	3,698 (22.1%)	4,159 (26.4%)	4,388 (30.4%)	4,408 (33.9%)

※平成27年総人口には年齢不詳26名を含む。

(国勢調査より)

身体障害者手帳交付者数の推移をみると、平成26年度では1,116人、平成27年度では1,208人、平成28年度では1,202人と、増加傾向後、1,200人ほどで推移しています。

療育手帳交付者数の推移をみると、平成26年度以降は180人を超え、増加傾向にあります。

精神障害者保健福祉手帳交付者数の推移をみると、平成26年度以降は90人から100人の間で推移しており、等級でみると2級の交付者が多くを占めています。

○身体障害者の状況（身体障害者手帳交付者）

〔単位：人〕

区 分	平成26年度				平成27年度				平成28年度			
	1-2	3-6	小計	計	1-2	3-6	小計	計	1-2	3-6	小計	計
視 覚	54	31	85	85	50	32	82	82	52	34	86	86
	0	0	0		0	0	0		0			
聴 覚 平 衡	14	93	107	107	14	96	110	110	13	93	106	106
	0	0	0		0	0	0					
音 声 言 語	2	17	19	19	2	18	20	20	1	18	19	19
	0	0	0		0	0	0					
肢 体 不自由	257	401	658	662	257	413	670	679	252	429	681	687
	3	1	4		7	2	9		6	0	6	
内 部	171	71	242	243	215	97	312	317	209	91	300	304
	1	0	1		5	0	5		4	0	4	
合 計	498	613	1,111	1,116	538	656	1,194	1,208	527	665	1,192	1,202
	4	1	5		12	2	14		10	0	10	

※1-2とあるのは、1級から2級該当。下段は18歳未満。

（各年3月31日現在）

※区分中の内部とは、おもに病気等を原因とする内臓等の機能障がいという。

○知的障害者の状況（療育手帳交付者）

〔単位：人〕

区 分	平成26年度			平成27年度			平成28年度		
	A	B	計	A	B	計	A	B	計
18歳以上	57	100	157	59	106	165	59	109	168
18歳未満	6	17	23	4	17	21	4	22	26
合 計	63	117	180	63	123	186	63	131	194

※Aは重度、Bは中・軽度。

（各年3月31日現在）

○精神障害者の状況（精神障害者保健福祉手帳交付者）

〔単位：人〕

区 分	平成26年度				平成27年度				平成28年度			
	通院数	215				202				190		
交付者	1級	2級	3級	計	1級	2級	3級	計	1級	2級	3級	計
	13	52	27	92	15	53	24	92	17	55	28	100

※通院数とあるのは、自立支援医療費制度の受給者数。

（各年3月31日現在）

2 障がい福祉サービス等の種類及び利用状況

(1) 障がい福祉サービス

①訪問系サービス

居宅介護

自宅での入浴、排せつ、食事等の介護サービスを提供します。

重度訪問介護

常時介護を必要とする重度肢体不自由者を対象として、自宅での入浴、排せつ、食事の介護、外出時における移動中の介護サービスを提供します。

行動援護

知的・精神障がいによって行動上著しい制約があって、常時介護を必要とする重度の障がいのある人が対象となります。

危険を回避するために必要な援助や、外出時の移動中介護等のサービスを提供します。

重度障害者等包括支援

常時介護を必要とする障がいのある人で介護の必要度が著しく高い場合に対象となります。

居宅介護や短期入所等の障がい福祉サービスを包括的に提供します。

同行援護

視覚障がいにより、移動が著しく困難な障がいのある人に対し、外出時に同行し必要な情報提供及び援助を行います。

区 分		〔人数：延人数・時間：延時間〕		
		平成26年度	平成27年度	平成28年度
居 宅 介 護	人 数	237	261	254
	時 間	2,514	3,055	2,740
重度訪問介護	人 数	0	0	22
	時 間	0	0	474
行 動 援 護	人 数	0	0	0
	時 間	0	0	0
重度障害者等包括支援	人 数	0	0	0
	時 間	0	0	0
同 行 援 護	人 数	0	0	6
	時 間	0	0	17

②日中活動系サービス

生活介護

常時介護が必要な障がいのある人を対象に、施設において、入浴、排せつ、食事等の介護など日常生活上の支援や、創作的活動や生産活動の機会等を提供します。

療養介護

病院等への長期入院による医療的ケアを必要とする障がいのある人に対して、主に昼間、病院その他の施設等で機能訓練・療養上の管理・看護・医学的管理の下での介護や日常生活上のサービスを提供します。

宿泊型自立訓練

地域生活を営む上で、生活能力の維持・向上等のため支援が必要な知的障がい、または精神障がいのある人のうち、日中、一般就労や障がい福祉サービスを利用している人が対象となります。

地域移行に向けて一定期間、居住の場を提供して、帰宅後における生活能力等の維持・向上のために必要な訓練等のサービスを提供します。

自立訓練（機能訓練）

地域生活を営む上で、身体機能・生活能力の維持・向上等のため、支援が必要な身体に障がいのある人が対象となります。

自立した日常生活や社会生活を営むことができるよう、一定期間、身体機能や生活能力向上のために必要な訓練等のサービスを提供します。

自立訓練（生活訓練）

地域生活を営む上で、生活能力の維持・向上等のため、支援が必要な知的障がい、または精神障がいのある人を対象とします。

提供するサービス等は前述の自立訓練（機能訓練）と同様です。

就労移行支援

一般企業等への就労（一般就労）を希望する65歳未満の障がいのある人に対して、一定期間、就労の機会を提供するとともに生産活動その他活動の機会の提供を通じて、就労に必要な知識及び能力の向上のために訓練等のサービスを提供します。

就労継続支援（A型：雇成型）

一般企業等での就労が困難で、就労継続支援事業所との雇用契約により就労が可能な障がいのある人が対象となります。

一般就労に向け、働く場を提供するとともに、生産活動等の機会提供を通じて必要な知識や能力向上のための訓練等のサービスを提供します。

就労継続支援（B型：非雇成型）

一般企業等での就労経験があり、年齢や体力等により、雇用されることが困難となった障がいのある人、就労移行支援事業を利用したが、一般企業等との雇用に結びつかず就労継続支援事業（A型）の利用が困難と判断された障がいのある人、50歳以上の障がいのある人、その他一般就労等が困難な障がいのある人が対象となります。

一定の賃金水準のもと、雇用契約は締結せずに就労の機会や生産活動の場を提供し、知識・能力の向上に向けた支援等のサービスを提供します。

短期入所（ショートステイ）

自宅で介護する人が病気等で介護できない場合に、短期間、障害者支援施設などで、入浴、排せつ、食事の介護などのサービスを提供します。

障がい児通所支援

心身に障がいのある児童に対して、日常生活における基本的な動作の指導及び集団生活への順応訓練等の早期療育指導について、児童発達支援、放課後等デイサービス、保育所等訪問支援などにより提供します。

[人数：延人数・日数：延日数]

区 分		平成26年度	平成27年度	平成28年度	
生活介護	人 数	748	762	775	
	日 数	15,302	15,451	15,863	
療養介護	人 数	59	60	60	
	日 数	1,767	1,830	1,825	
宿泊型自立訓練	人 数	0	4	22	
	日 数	0	113	567	
自立訓練（機能訓練）	人 数	0	0	0	
	日 数	0	0	0	
自立訓練（生活訓練）	人 数	7	10	10	
	日 数	86	152	136	
就労移行支援	人 数	53	45	83	
	日 数	1,082	792	1,492	
就労継続支援（A型）	人 数	0	0	0	
	日 数	0	0	0	
就労継続支援（B型）	人 数	437	481	454	
	日 数	8,528	8,756	8,198	
短期入所 （ショートステイ）	人 数	48	34	50	
	日 数	543	554	722	
障 が い 児 通 所 支 援	児童発達支援	人 数	178	118	205
		日 数	606	335	626
	医療型 児童発達支援	人 数	0	0	0
		日 数	0	0	0
	放課後等 デイサービス	人 数	51	193	180
		日 数	87	671	644
	保育所等 訪問支援	人 数	99	15	6
		日 数	111	18	6

③居住系サービス

共同生活援助（グループホーム）

地域で共同生活を営む住居において、主に夜間となりますが、入浴、排せつ、食事などの介護、また相談その他日常生活上の援助などのサービスを提供します。

施設入所支援

施設に入所している障がいのある人に対し、日中活動とあわせて、主に夜間における入浴、排せつ、食事等の介護など日常生活のサービスを提供します。

[単位：人]

区 分	平成26年度	平成27年度	平成28年度
共同生活援助 （グループホーム）	30	33	33
施設入所支援	51	51	56

（各年3月31日現在）

(2) 相談支援サービス

相談支援サービスは「計画相談支援」「地域移行支援」「地域定着支援」及び「障がい児相談支援」があります。

岩内町では、平成23年度から岩宇地区相談支援センター（通称：すまいるさぼーと）で各種相談や障がい福祉サービスの利用調整などを行っています。

計画相談支援

障がい福祉サービスを利用する人等を対象として、その人の状況にあわせた「サービス等利用計画」を作成し、サービス提供事業者との連絡調整や計画のモニタリング等を行います。

地域移行支援

障害者支援施設等に入所している人、または病院に長期入院している人が、地域生活へ移行するための相談支援等を行います。

地域定着支援

自宅において単身等で生活している人や、家庭の事情等により同居の家族から支援を受けられない人が、安定した地域生活を送るための相談支援等を行います。

障がい児相談支援

障がい児通所支援を利用する障がい児等を対象として、当該児童の状況にあわせた「サービス等利用計画」を作成し、サービス提供事業者との連絡調整や計画のモニタリング等を行います。

〔単位：人〕

区 分	平成26年度	平成27年度	平成28年度
計画相談支援	105	128	149
地域移行支援	1	0	0
地域定着支援	0	0	0
障がい児相談支援	44	41	44

(各年3月31日現在)

(3) 地域生活支援事業

市町村や都道府県が実施主体となって、地域の特性や利用者の状況に応じて事業を実施することにより、福祉の増進を図るとともに安心して住みなれた地域で暮らすことができる地域社会の実現を目指すものです。

相談支援事業

障がいのある人等からの相談に応じ、必要な情報提供及び助言を行うとともに、関係機関との連絡調整を図り、その人の福祉向上や自立促進及び権利の擁護など必要な支援を行います。

コミュニケーション支援事業

聴覚、言語機能、発声機能その他の障がいのある人や加齢による難聴のために、日常生活での意思疎通が困難な人を対象に、手話通訳者の派遣など、意思疎通の円滑化を図ります。

手話奉仕員養成講座

手話奉仕員養成講座を開催し、奉仕員の確保に努めることにより、聴覚等の障がいのある人の社会参加の促進を図ります。

日常生活用具給付等事業

重度の障がいのある人等に対し、日常生活の上で利便性のある用具を支給または貸与することにより、福祉の向上を図ります。

移動支援事業

障がいのある人で、屋外への移動（外出時）に支援が必要な人に対して、介助や介護、または移動手段を提供し、地域における自立した生活や余暇活動などへの社会参加を促します。

地域活動支援センター事業

障がいのある人に対し、創作的活動や生産活動等の機会を提供することで、日中における活動を支援し、地域生活支援の促進を図ります。

身体障害者用自動車改造費助成事業

重度の身体障がい者（児）が、就労、通学、通院、通所、生業等の用に供するため使用する自家用自動車の改造に要する経費を助成し、社会復帰への支援と福祉の向上を図ります。

成年後見制度利用支援事業

成年後見制度の利用が必要と認められる障がいのある人に対し、民法で定める成年後見制度の利用を支援し、障がいのある人の権利擁護を図ります。

日中一時支援事業

障がいのある人を一時的に預かることにより、その人を日常的に介護している家族等に一時的な休息を与え、福祉の向上を図ります。

区 分		平成26年度	平成27年度	平成28年度
相談支援事業（箇所）		1	1	1
コミュニケーション支援事業 （派遣回数）		46	47	46
手話奉仕員養成講座 （参加人数）		5	4	4
日常生活用具 給付等事業	介護・訓練支援用具 （件数）	2	0	1
	自立生活支援用具 （件数）	8	3	2
	在宅療養等支援用具 （件数）	0	1	1
	情報・意思疎通支援用具 （件数）	2	0	2
	排泄管理支援用具 （件数）	462	395	315
	住宅改修 （件数）	0	0	0
移動支援事業（人数）		21	17	19
地域活動支援センター事業 （人数）		11	11	8
身体障害者用自動車改造費助成事業 （件数）		0	0	0
成年後見制度利用支援事業 （人数）		0	0	0
日中一時支援事業 （人数）		0	1	2

（４）補装具の給付支援

身体障がい者（児）への補装具の購入費用又は修理費用の助成により、日常生活活動及び就業活動の能力向上が図られるよう支援します。

〔単位：件〕

区 分	平成26年度	平成27年度	平成28年度
義 肢	0	0	0
装 具	6	3	9
座位保持装置	0	2	0
盲人安全つえ	1	0	0
眼 鏡	1	0	0
補 聴 器	10	10	6
車 い す	12	4	2
電動車いす	1	1	1
そ の 他	2	2	1
計	33	22	19

(5) 重度心身障害者医療費給付支援

医療費の助成をすることにより、対象となる人の経済的負担の軽減が図られるよう支援します。

〔単位：人〕

区 分	平成26年度	平成27年度	平成28年度
対象実人数	425	402	382

(6) 特別障害者（児）手当の支給

自宅で生活しているが、障がい重複するなど、精神的または身体的に著しく重度の障がいのある人で、日常生活に特別の介護を必要とする人に支給し、経済的及び精神的負担の軽減を図ります。

〔単位：人〕

区 分	平成26年	平成27年	平成28年
実人数	15	13	13

(7) 特別児童扶養手当の支給

精神又は身体に障がいのある20歳未満の児童を家庭で養育している人に支給し、児童の福祉の増進を図ります。

〔単位：人〕

区 分	平成26年	平成27年	平成28年
実人数	28	25	21

第3章 計画の基本的な考え方

1 計画の基本理念

障害者基本法の理念である「地域社会における共生」「障害を理由とする差別の禁止」「国際的協調」、また障害者総合支援法・児童福祉法に基づく、国の基本指針で定める基本理念である、「障害者等の自己決定の尊重と意思決定の支援」「市町村を基本とした身近な実施主体と障害種別によらない一元的な障害福祉サービスの実施等」「入所等から地域生活への移行、地域生活の継続の支援、就労支援等の課題に対応したサービス提供体制の整備」等を踏まえつつ、

岩内町に住むだれもが、人として尊重され
自らの生き方を選び、地域社会の一員として
自立した生活ができること

を目指すこととします。

2 計画の基本的な目標と方向性

障がいのある人が、障がいのない人と同様に権利が守られ、住み慣れた地域で生活し、だれもが等しく社会に参加できる共生の社会づくりを目指し、自立した生活のための障がい福祉サービス等の提供体制や相談体制の充実、それら支援制度の周知徹底により、基本理念の実現を図っていきます。

①施設生活から地域生活への移行

障がいのある人が、本人の希望に基づいて施設生活から地域生活へと移行し、地域社会で暮らしていくことができるよう、主に居住援助を中心に基盤整備を進めていきます。

②生活支援サービスの内容の充実

地域での生活が困難な障がいのある人への福祉サービスは、施設や医療機関における専門的な助言及び指導を得ながら、地域社会の中に生活の根拠が形成されるよう、環境を整えていくことが必要です。

このため、平成28年4月には「障害者差別解消法」が施行され、町においても普及啓発のため、パネル展を毎年度実施していますが、いまだ認知度は低く、今後も継続して普及啓発に努めていきます。

また、啓発活動を進めながら、障がいのある人の地域生活を支援するため、一人ひとりの障がいの程度や状態に応じたサービス等を提供する体制の整備・充実を図っていきます。

③能力・意欲に応じた就労支援

障がいのある人がその適性と能力に応じた職業に就き、社会の経済活動に参加することは、地域で自立して生活していくために重要なことであり、日常生活においても規則性が養われるなど、様々な意義が見出されています。

また、障がいのある人が仕事を持ち働くことは、地域社会の中において日常生活を営んでいくうえで、周囲の人々との共生や新たな関係性の構築が図られることから、可能な限り就労へ導くことができるよう、支援内容の充実を図っていきます。

④障がい児支援の提供体制の確保

全ての子どもが健やかに成長するための支援については、良質かつ適切なものでなくてはならないほか、支援を必要とする児童それぞれが、その個性を發揮し、能力を最大限伸ばしていくための、早期発見・早期支援への取り組みが重要です。

そのため、子ども・子育て支援法及び児童福祉法等関連する法令に基づき、教育・保育等の関係機関とも連携を図ったうえで、障がい児及びその家族に対して、身近な場所で幼児期から学校卒業までの一貫した支援を提供する体制の構築を図っていきます。

3 施策の体系及び展開

(1) 地域における生活支援

①相談専門員等の活用

障がいのある人のかかえる問題が表面化する場合、近隣の住民がその状況を発見し、担当地区の民生委員等を通じて役場へ連絡されるというのが一般的な情報の流れです。

しかし、こうした場合、障がいのある人と他の住民との間のトラブルが発端であるケースが少なくないのも事実であり、近隣同士の関係修復について、一定の時間を要することとなったり、または関係の修復が非常に困難な状況になったりする事例も見受けられることから、引き続き問題が深刻化しないうちに適切な支援へとつなげていけるような協力体制の構築に努めていきます。

現在、町内には民生委員・児童委員、身体・知的障がい者の相談員、人権擁護委員など各種相談員がおり、さらに平成23年度には「岩宇地区相談支援センター」を開設し、専門の相談員を配置することにより相談支援機能の充実や、近隣町村との連携に努めています。

今後においても、個別のケースに応じた、障がい児から障がい者まで一貫した相談支援や、「岩宇地区自立支援協議会」の活動のさらなる活性化により、障がいのある人の就労支援について、関係機関、関係団体の協力を得ながら相談支援体制の充実に努めます。

②健康相談、保健指導の充実

障がいのある人の健康管理を支援するため、本人や家族等に対する日常的な健康づくりなどに関する知識の普及や情報の提供、健康相談・保健指導の充実に努めます。

また、食事の賄いが困難な障がいのある人に対して、訪問給食サービスを提供することにより、居宅を訪問し、食事の確保、見守り及び健康の保持増進を図ります。

③権利擁護と虐待防止

判断能力が十分でなく、日常生活に支障のある知的障がい者及び精神障がい者等への民法で定める成年後見制度の利用に関する支援や、岩内町社会福祉協議会における「日常生活自立支援事業」など、制度内容の普及と各種制度の利用促進を図り、住み慣れた地域で安心して安全に生活を送ることができるよう努めます。

そのためには、町民後見人の育成及び町内における自立支援専門員の養成が地域内における喫緊の課題となっています。

また、平成24年には「障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律」（障害者虐待防止法）などが施行されたことに伴い、乳幼児期からの家庭訪問による虐待の未然防止と早期発見体制の強化、また、虐待発生の場合におけるケース会議の開催等による、警察・病院・教育・保育機関等との連携、さらには、相談支援、通所入所支援をはじめとする家庭・家族への支援事業の実施等、個別の状況に応じた適切な対応について、一層の充実と推進を図ります。

④地域生活支援拠点等の整備

障がいのある人が、地域での暮らしの安心感を担保され、親元からの自立等に必要な支援などが進められることは、今後ますます求められていきます。

具体的には、地域生活への移行や親元からの自立等に係る相談、一人暮らし、グループホームへの入居等の体験機会と場の提供、ショートステイの利便性・対応力の向上等による緊急時の受入れ・対応体制の確保、人材の確保、サービス拠点の整備など、地域におけるこうした体制づくりを行う機能が求められており、今後障がいのある人の「高齢化・重度化」や「親亡き後」を見据えてさらに機能の強化を図っていく必要があります。

こうしたサービス提供体制、いわゆる「地域生活支援拠点等」の整備については、北海道の指針として、将来的には全ての市町村に整備することを目標としておりますが、第4期北海道障がい福祉計画期間（平成27年度～平成29年度）において、道内の広域性などから整備が進んでいない状況を考慮し、「第5期北海道障がい福祉計画（素案）」においては、障がい保健福祉圏域内に1か所を整備することとなっています。

その考え方を受けて、町としては、相談支援センター、自立支援協議会などを中心に、関係機関等の連携を図り、道内における先進地の事例なども参考とし、引き続き拠点整備に向けた検討を進めます。

(2) 自立と社会参加の促進

① 養育相談、支援体制の充実

母子保健事業及び乳幼児健診事業などを中心とした障がいの早期発見、早期治療及び療育につなげるため、町・相談支援センター、さらには平成27年5月に供用を開始した保健センターとの連携により、相談窓口の強化充実を図ります。

また、発見された障がいについて、日常生活における基本的な動作の指導及び集団生活への適応訓練など、効果的な早期療育が実施できるよう、町立保育所、児童通所支援事業所等（チャレンジキッズどんぐり）では作業療法士などによる巡回相談を定期的に行い、あわせて就学前の児童が小中学校へと円滑に移行していくことができるよう、幼稚園、保育所、児童通所支援事業所、学校関係者等との連携を図ります。

さらに、子ども・子育て支援法、障害者総合支援法及び児童福祉法の制定や改正がされており、その中で、就学前児童が、就学後そして卒業後の進路を経て地域社会での生活が可能となるよう支援していくことが目的とされています。

こうしたことから、相談支援センター・児童通所支援事業所・自立支援協議会など、各段階に適應する事業施設について、岩宇地域が一体として民間事業者の専門的知識と人材を活用しながら、個別の状況に応じた適切な対応について、一層の充実を図ります。

② 教育的支援の推進

心身に障がいのある就学児童の教育的支援の推進については、「児童通所支援事業所（放課後等デイサービス）」の活用による支援体制の充実や、学校側における特別支援教育コーディネーターを中心とした、児童生徒の将来を見据えた支援に努めます。

また、相談支援センターや自立支援協議会の活動の充実を図り、合わせて岩内町特別支援教育振興会及び岩内町障がい児親の会等の活動を支援し、義務教育終了後の進路や社会参加の取り組みの強化に努めていきます。

③ 就労の場の確保と支援

障がいのある人の就労については、働く意欲や能力がありながら就業に結びつかない場合において、ハローワーク、自立支援協議会等の関係機関と連携し、雇用・就労に関する相談支援に応じていきます。

あわせて、「国等による障害者就労施設等からの物品等の調達に関する法律」に基づいた、町の障害者就労施設等からの物品等の調達方針により、平成28年度より公共施設における清掃作業の委託等を行っていますが、引き続き関係部署と連携し、雇用・就労に向けた支援に努めていきます。

また、こうした場合以外の個別のケースには、相談支援センターが起点となり、個人それぞれの適性や環境に応じた相談支援をはじめ、必要なサービス利用計画の策定及びモニタリング等を通じて、地域内での就労に移行できるよう引き続き取り組みを強化していきます。

④社会参加への促進

日中のほとんどを在宅で生活している障がいのある人で、一般就労にまでつながらない人たちへ、社会参加の機会を提供し、地域の中で自立した生活が可能となるよう支援していきます。

そのためには、個々の希望や状況に応じた、余暇活動などのための移動支援事業や、地域活動支援事業（前田の家）、自立訓練事業など、外出のための支援も含め、多様なサービスの選択が可能となるよう事業者とも協議・連携を深め、その充実に努めます。

⑤コミュニケーション支援

視覚、聴覚、音声・言語機能に障がいのある人が、日常生活を送り、各種の情報を得たり社会参加を進めるうえで、コミュニケーション支援は不可欠な事業となっています。

朗読ボランティア「いなほの会」が行っている、声の広報である「広報いわない」「議会だより」の作成及び、聴覚に障がいのある人の自立や社会参加をより一層促進させるための手話通訳者派遣事業を実施しており、あわせて北海道全域における手話通訳者の広域的派遣体制が図られています。

しかし、現在の社会情勢から、伝えるべき情報が増加する一方、コミュニケーション支援事業の担い手であるボランティアの方々が、必ずしも充足しているとはいえない状況でもあります。

そのため、手話奉仕員養成講座の開催を継続し、聴覚に障がいのある人への理解と交流の方法などを学んでいただくとともに、将来は通訳者として活動してもらえることを願い、養成のための研修等を継続して実施できるよう、関係機関と協議を重ねて連携を強化していきます。

(3) 共に支え合うまちづくり

①地域理解の向上と交流の場の促進

障がいについての誤解や無関心、さらには差別的な言動などをなくすため、人権擁護の啓蒙運動及び人権教育をはじめとする、正しい知識について理解を深めていく啓発活動の推進が重要となります。しかし、最も大切なことは、人と人とのふれ合いの中で相互に理解し合えることです。

そういったことを受けて、北海道及び北海道社会福祉協議会では、それぞれ毎年障がい者スポーツ大会を開催しており、積極的な参加を支援しております。

また、社会福祉法人あけぼの福祉会「あけぼの学園」（知的障害者支援施設）では、小学生との交流や敬老会対象の高齢者に対し、感謝のための記念品を作製・贈呈するなど幅広い活動を続けており、地域住民とさまざまな交流を図っています。

このように、障がいのある人が、スポーツ、文化活動、福祉活動、レクリエーション活動等を通じて地域との交流を深めたり、あるいは障がい者団体の催しなどに多くの人々がボランティアとして参加したりすることにより、「障がい」が特別なことではないということを、周りの人たちが認識していくことが極めて重要であり、今後もこうした活動を支援していきます。

また、成年後見制度についても今後ますます必要性が高まると考えられることから、情報提供や利用支援を推進していく必要があります。

こうしたことから、町においても、広く町民の皆さんに理解が得られるよう、「障害者差別解消法の普及啓発」や「発達障がいの理解促進」のパネル展を実施するなど、普及啓発に努めており、引き続き障がいのある人の人格と個性が尊重され、様々な活動や社会参加が可能となるよう支援に努めていきます。

②環境整備の推進

だれもが利用する公共の場や施設などについては、構造的にバリアフリー化が必要であり、町においても道路の点字表示及び段差等の解消に配慮していますが、十分な状況とはいえません。また、公営住宅においても手すりやエレベーターの設置、車イスでも安全に通行できる通路など、バリアフリー化を積極的に進めています。新築住宅及び大規模改修住居に限られています。

こうした中、障がいのある人が安心して外出することができる環境を整えるため、オストメイト対応設備を既存の公共施設のトイレ及び身体障がい者用トイレに一部ではありますが整備しています。

今後は、より一層「ユニバーサルデザイン」を機軸とした、どんな人にもやさしく、心くばりのあるまちづくりを進めていかなければなりません。

とりわけ、冬期間における住環境の充実を図るため、福祉灯油の助成サービス事業や除排雪サービス事業など、日常生活への支援を実施してきており、引き続き両事業の周知・利用促進に努めます。

③安全対策の推進

防災対策において、災害情報等の伝達が最も重要かつ優先されるべき事項ですが、視覚・聴覚に障がいのある（耳の遠い方も含む）人にとっては、刻々と変化することが予想される情報を、正確に得ていくことは非常に難しいことです。

そのため、障がいのある人に対しては、その障がいの特性をよく理解したうえで優先的な配慮とあわせて地域の方々の協力が不可欠となります。現在、町では万が一の場合に対応できるよう、在宅の高齢者・障がい者手帳等の所持者などを対象に避難行動要支援者名簿への登録を促進し、避難等支援のあり方・しくみづくりなどを進めるとともに、支援協力者となる民生委員・児童委員、町内会・自治会等へも名簿情報を提供し、障がい等の状態に応じた支援体制の整備に努めています。

特に、災害時において、障がいのある人が避難を開始する段階である「避難準備・高齢者等避難開始」あるいは「避難勧告」「避難指示（緊急）」が発せられた際には、障がいのある人に過度の不安を抱かせず孤立させないように配慮します。

また、福祉避難所を設置するとともに、だれもが情報を得られやすいよう災害情報等の連絡体制について充実を図ります。

また、人工透析療法を受けている方にとっては医療機関の正常な機能の確保が重要となりますが、災害時などの場合には、施設や機器に問題はなくても、継続する停電や断水などにより治療が困難になることも推測されます。こうした事態に備えて近隣の医療機関と連携を図り、必要時にはただちに移送手段を確保するなど体制の整備に努めます。

第4章 平成32年度の地域生活への移行等の目標値

障がいのある人の自立を支援するための諸課題に対応するため、「地域生活移行」「地域包括ケアシステムの構築」「地域生活支援拠点の整備」「就労移行支援」「障がい児支援の提供体制の整備」の5項目について、平成32年度の成果目標を設定しました。

この成果目標の設定については、国の基本指針で示す目標値を基準として、それ以外に特殊要因がある場合には、これを加味して設定することとします。

また、成果目標の設定にあたり、「地域生活」「地域生活支援拠点」「一般就労」についての考え方は「第5期北海道障がい福祉計画（素案）」に準拠し、次のとおりとします。

《地域生活とは》

障がいのある人が、障がいの程度や種別、年齢などに関わらず、希望する地域の中で自分の意志に基づき、自らの生き方を決めて、地域の方々とともに支え合いながら暮らすことと考えています。

そのため、計画においては、「地域生活への移行」を進めるにあたり、地域で必要とするサービス基盤を整備するため、地域生活への移行が見込まれる利用者の数を目標値として整理しています。

《地域生活支援拠点とは》

障がいのある人が高齢化、重度化した場合や、生活を支えていた親が亡くなった場合でも住み慣れた地域で安心して生活ができるよう、社会全体で支えるシステムが必要であると考えています。

そのため、計画においては、居住支援機能と、相談などの地域支援機能を持ち合わせた「地域生活支援拠点」の整備について言及しています。

《一般就労とは》

障がいのある人の意欲や障がい特性等に応じた、フルタイム、パートタイム、常勤、非常勤、季節労働などの多様な働き方があると考えています。

そのため、計画においては、1年間に在宅就労者を含む雇用契約を結んだ新規就労者（就労継続支援A型事業の利用者を除く。）及び自ら起業した方の数を目標値として整理しています。

1 福祉施設入所者の地域生活への移行目標

平成29年3月末現在の福祉施設の入所者数に、国の基本指針に基づいた率を乗じて、平成32年度末の数値目標を設定しています。

項目	数値	備考
施設入所者数	56人	平成29年3月31日の施設入所者数
地域生活移行者数 (目標値)	3人	上記施設入所者数の3.8%で設定
施設入所者の減少見込数 (目標値)	2人	上記施設入所者数の2%で設定

2 精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築に係る目標

精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築を目指すため、入院後3か月時点、6か月時点、1年時点の国の基本指針に基づいた数値目標を設定しています。

項目	数値	備考
入院後3か月時点の退院率	69%	平成32年6月末時点における退院率
入院後6か月時点の退院率	84%	同上
入院後1年時点の退院率	90%	同上

3 地域生活支援拠点の整備目標

障がいのある人の地域生活を支援する機能の集約を行う拠点であり、各自治体又は各圏域ごとに少なくとも1つを整備することとなっています。しかし、北海道においては平成32年度末までに障がい保健福祉圏域内に1か所（全道で21か所）を整備する計画となっているため、本町においては、整備促進に向けた検討に努めることとしています。

4 福祉施設から一般就労への移行目標

(1) 一般就労への移行目標

福祉施設利用者のうち、平成32年度中に一般就労に移行する者の数値目標を国の基本指針に基づき設定しています。

項目	数値	備考
年間一般就労者数（目標値）	2人	平成32年度に移行する人数 国の指針どおり平成28年度実績の1.5倍以上とする

(2) 就労移行支援事業の利用者数目標（増加目標）

就労移行支援事業の利用率の増加を図り、一般就労への移行目標を達成するため、国の基本指針に基づき、数値目標を設定しています。

項目	数値	備考
平成32年度における就労移行支援事業の利用者数	9人	平成28年度末における利用者数と比較し2割増加を設定
就労移行率が3割以上の就労移行支援事業所の割合	50%	就労移行支援事業のうち、就労移行実績が3割以上の事業所の割合

(3) 就労定着支援事業による職場定着数目標

就労定着支援事業による支援を開始した時点から、1年後の職場定着率について、国の基本指針に基づき、数値目標を設定しています。

項目	数値	備考
就労定着支援事業による職場定着率	80%	就労定着支援事業による支援を開始した時点から1年後の職場定着率

5 障がい児支援の提供体制の整備目標

医療的ケアが必要な障がい児が適切な支援が受けられ、地域で安心した生活ができるよう、平成32年度末までに、保健、医療、障がい福祉、保育、教育等の関係機関等が連携を図るための協議の場を設置します。

保育所等訪問支援を利用できる体制や、主に重症心身障がい児を支援する児童通所支援事業所について、引き続きサービス提供体制の充実を図ります。

児童発達支援センターの設置については、北海道での議論を注視し、必要に応じて検討することとします。

第5章 障がい福祉サービス等の見込量とその確保

第4期計画期間における利用実績等に基づいた、平成30年度から平成32年度までの各サービスの見込量とその確保について、次のとおり整理します。

1 障がい福祉サービス

①訪問系サービス

〔人数：延人数・時間：延時間〕

区 分		平成30年度	平成31年度	平成32年度
居 宅 支 援	人 数	241	244	247
	時 間	2,184	2,119	2,056
重度訪問介護	人 数	22	22	22
	時 間	514	514	514
行 動 援 護	人 数	0	0	0
	時 間	0	0	0
重度障害者等 包 括 支 援	人 数	0	0	0
	時 間	0	0	0
同 行 援 護	人 数	12	12	12
	時 間	43	43	43

《見込量の考え方》

平成26年度のサービスの利用者数を基礎として、毎年の利用伸び率と福祉施設の退所見込者数や退院可能な利用者数を勘案し推計しています。

《見込量の確保方策》

適切なサービスが受けられるよう、制度の周知、サービスを利用していない障がいのある人への情報提供に努めます。

サービス提供事業者に対し、利用者へのサービス拡充に向けて働きかけていきます。

②日中活動系サービス

〔人数：延人数・日数：延日数〕

区 分		平成30年度	平成31年度	平成32年度
生活介護	人数	831	856	882
	日数	16,977	17,487	18,012
療養介護	人数	61	62	63
	日数	1,831	1,850	1,869
宿泊型自立訓練	人数	36	48	60
	日数	721	813	917
自立訓練 (機能訓練)	人数	0	0	0
	日数	0	0	0
自立訓練 (生活訓練)	人数	20	27	36
	日数	290	406	569
就労移行支援	人数	101	125	154
	日数	1,917	2,358	2,901
就労継続支援 (A型)	人数	0	0	0
	日数	0	0	0
就労継続支援 (B型)	人数	468	478	488
	日数	8,619	8,706	8,794
短期入所 (ショートステイ)	人数	53	57	61
	日数	553	570	588

《見込量の考え方》

福祉施設の退所見込み者数や退院可能な利用者数、特別支援学校の卒業見込み者数を勘案し、推計しています。

《見込量の確保方策》

利用者のニーズに対応できるように、就労機会拡大のため、ハローワークとの連携を強化し、雇用に対する理解と協力の啓発を図るとともに、雇用に関する情報の収集に努めるほか、地域移行を進めるため、日中活動の場として必要となる整備について、岩宇地区自立支援協議会で協議・調整をしていきます。

③居住系サービス

〔単位：人〕

区 分	平成30年度	平成31年度	平成32年度
自立生活援助	5	6	7
共同生活援助 (グループホーム)	34	35	36
施設入所支援	56	56	56

(各年3月31日現在)

《見込量の考え方》

福祉施設の退所見込者数や退院可能な利用者数、特別支援学校の卒業見込み者数を勘案し、推計しています。

《見込量の確保方策》

サービス内容が低下しないよう、サービス提供事業者等と連携し、資質の向上を図るとともに、相談者等にサービス内容と提供事業者等に関する情報を提供していきます。

④障害児通所支援

〔人数：延人数・日数：延日数〕

区 分		平成30年度	平成31年度	平成32年度
児童発達支援	人 数	127	129	131
	日 数	347	347	347
医療型児童発達支援	人 数	0	0	0
	日 数	0	0	0
放課後等デイサービス	人 数	275	314	358
	日 数	1,058	1,249	1,474
保育所等訪問支援	人 数	12	24	36
	日 数	12	24	36

《見込量の考え方》

月間のサービス利用支援及び継続サービス利用支援の利用人数を推計しています。

《見込量の確保方策》

サービス内容が低下しないよう、サービス提供事業者等と連携し、資質の向上を図るとともに、相談者等にサービス内容と提供事業者等に関する情報を提供していきます。

2 相談支援サービス

相談支援

〔単位：人〕

区 分	平成30年度	平成31年度	平成32年度
計画相談支援	177	210	249
地域移行支援	0	0	0
地域定着支援	0	0	0
障がい児相談支援	44	44	44

《見込量の考え方》

月間のサービス利用支援及び継続サービス利用支援の利用人数を推計しています。

《見込量の確保方策》

サービス内容が低下しないよう、サービス提供事業者等と連携し、資質の向上を図るとともに、相談者等にサービス内容と提供事業者等に関する情報を提供していきます。

3 地域生活支援事業

地域生活支援

区 分		平成30年度	平成31年度	平成32年度
相談支援事業（箇所）		1	1	1
コミュニケーション支援事業 （派遣回数）		46	46	46
手話奉仕員養成講座 （参加人数）		5	5	5
日常生活用具給付等事業	介護・訓練支援用具 （件数）	2	2	2
	自立生活支援用具 （件数）	3	4	5
	在宅療養等支援用具 （件数）	1	1	1
	情報・意思疎通支援用具 （件数）	2	2	2
	排泄管理支援用具 （件数）	327	339	351
	住宅改修 （件数）	1	1	1
移動支援事業（人数）		23	27	31
地域活動支援センター事業 （人数）		8	8	8
身体障害者用自動車改造費助成事業 （件数）		0	0	0
成年後見制度利用支援事業 （人数）		0	0	0
日中一時支援事業 （人数）		2	2	2

《見込量の考え方》

各事業においては、平成27年度から平成29年度までの利用者の伸び、移行、新たな利用が見込まれる人数、件数等を勘案し、推計しました。

《見込量の確保方策》

サービス内容が低下しないよう、サービス提供事業者等と連携し、資質の向上を図るとともに、相談者等にサービス内容と提供事業者等に関する情報を提供していきます。

第6章 計画の推進

1 計画の総合的な取り組み

計画の実行性を高め、着実に推進していくためには、福祉・保健・医療の分野だけでなく、都市計画・防災・教育・環境など、まちづくり全体の構想により障がい者福祉施策が組み込まれた総合的な調和と調整を図る必要があります。このため、岩内町の関係部局をはじめ、各関係機関との連携及び情報の共有化により計画推進への意見等を求めながら実現に取り組みます。

2 国・北海道及び地域における各種団体等との連携

障がいのある人が、住み慣れ暮らしやすい地域社会で日常生活を送ることができるよう、岩内町をはじめ周辺自治体における行政施策の充実及び国・北海道の各関係機関の積極的な支援と協力、さらには民間企業等の理解が必要となります。そのため、周辺自治体との連携を一層強化するとともに、国・北海道から高度な専門知識に基づく適切な指導や助言をいつでも受けられるよう体制の整備に努めながら、計画の着実な推進に取り組みます。

3 岩宇地区自立支援協議会

計画の推進にあたり、地域の現状及び障がいのある人の実態について確認していくことが重要となります。

本協議会では、定期的な協議の場を通じ、障がいのある人が住み慣れた地域で生活していくことができるよう、相談支援事業の適切な運営と障がい福祉サービスの在り方などを検討しています。

こうした活動をもとに障がいのある人の就労支援や障がい児から障がい者への一貫した施策の充実が図られるよう、岩内町として継続的な「岩宇地区自立支援協議会」の支援に努めます。

「障がい」の文言について

本計画では、岩内町の判断により「害」という漢字の好ましくない印象に配慮し、可能な限り「障害」を「障がい」と表記することとしています。

ただし、法令や法令上の固有名詞等は、そのまま漢字で表記しています。